

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（道路環境課）

### 一 趣旨

道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の額の改定等をするための改正

### 二 内容

#### (一) 占用料の額の改定

##### (例) 第二種電柱

(現行)	第一級地	一本につき一年	二、八〇〇円
	第二級地	一本につき一年	一、一〇〇円
	第三級地	一本につき一年	六二〇円
	第四級地	一本につき一年	五九〇円
	第五級地	一本につき一年	五九〇円

##### (改正後)

第一級地	一本につき一年	三、四〇〇円
第二級地	一本につき一年	一、四〇〇円
第三級地	一本につき一年	九二〇円
第四級地	一本につき一年	九二〇円
第五級地	一本につき一年	九二〇円

#### (二) 占用物件の占用面積等の端数処理の精緻化

### 三 施行期日

平成三十年四月一日